

法

第

三
号

起案
平成元年二月六日

决定
平成元年二月八日

施行
平成元年二月八日

上奏
平成元年二月八日

平成元年二月八日

内閣總理大臣

内閣官房長官
内閣官房副長官
内閣法制局長官

内閣参事官

高辻国務大臣

羽田国務大臣

小此木国務大臣

小沢国務大臣

宇野国務大臣

三塚国務大臣

坂野国務大臣

金丸国務大臣

村山国務大臣

佐藤国務大臣

愛野国務大臣

坂元国務大臣

西岡国務大臣

片岡国務大臣

青木国務大臣

田澤国務大臣

小泉国務大臣

丹羽国務大臣

内海国務大臣

宮崎国務大臣

別紙法務大臣請議

昭和天皇の崩御に際会して行う特別恩赦基準について
右閣議に供します。

内

閣

指 令 案

昭和天皇の崩御に際会して行う特別恩赦基準について請議のとおり。

法務省保恩第23号

平成元年2月4日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 田澤吉郎 殿

法務大臣 高辻正巳



昭和天皇の崩御に際会して行う特別恩赦基準案について
標記基準案について閣議を求めます。

昭和天皇の崩御に際会して行う特別恩赦基準

(趣旨)

一 昭和天皇の崩御に際会し、内閣は、この基準により特赦、特別減刑、

刑の執行の免除及び特別復権を行うこととする。

(対象)

二 この基準による特赦、特別減刑、刑の執行の免除又は特別復権は、昭和六十四年一月七日（以下「基準日」という。）の前日までに有罪の裁判が確定している者に対して行う。ただし、第四項及び第五項においてそれぞれただし書をもって定める場合は、その定めによるものとする。

(出願又は上申の手続)

三 1 この基準による特赦、特別減刑、刑の執行の免除又は特別復権については、本人の出願を待って行うものとし、本人は、平成元年二月二

2

十四日から同年五月二十三日までに刑務所（少年刑務所及び拘置所を含む。以下同じ。）若しくは保護観察所の長又は検察官に対して出願をし、刑務所若しくは保護観察所の長又は検察官は、同年八月二十三日までに中央更生保護審査会に対して上申をするものとする。ただし、前項ただし書に係る場合については、同日までに出願をし、同年十一月二十四日までに上申をできるものとする。

前号の定めは、この基準による特赦、特別減刑、刑の執行の免除又は特別復権について、刑務所若しくは保護観察所の長又は検察官の職権による上申を妨げるものではない。この場合の上申期限は、同号に定めるところによる。

（特赦の基準）

特赦は、基準日の前日までに刑に処せられた次に掲げる者のうち、犯

四 特赦は、基準日の前日までに刑に処せられた次に掲げる者のうち、犯

情、本人の性格、行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ、特に赦免することが相当であると認められる者について行う。ただし、第7号及び第8号に掲げる者については、同日までに略式命令の送達、即決裁判の宣告又は有罪、無罪若しくは免訴の判決の宣告を受け、平成元年五月二十三日までにその裁判に係る罪について有罪の裁判が確定した者に対しても、特にこの基準による特赦を行うことができるものとする。

1 大赦令（平成元年政令第 号）第一条に掲げる罪を犯した者で、同令第二条により赦免を得ないもの。ただし、他の罪の罪質が軽微である場合に限る。

2 大赦令第一条に掲げる罪と他の罪との併合罪につき併合して一個の刑に処せられた者で、他の罪が同条に掲げる罪に付隨して犯され、その罪質が軽微であるもの

3 少年のとき犯した罪により刑に処せられ、基準日の前日までにその

執行を終わり又は執行の免除を得た者

4 基準日において七十歳以上の者で、有期刑に処せられ、基準日の前

日までに刑期の二分の一以上その執行を受けたもの

5 禁錮こ以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行の免除を得た

日から基準日の前日までに五年以上を経過した者のうち、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となっている者

6 有期刑に処せられ、その執行を猶予され、基準日の前日までにその猶予の期間の二分の一以上を経過した者のうち、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となっている者

7 有期刑に処せられた者（刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪（過失犯を除く。）、同法以外の法律において短期一年以上の刑を定め

る罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。）のうち、社

る罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。）のうち、社会のために貢献するところがあり、かつ、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となつてゐる者

8 罰金に処せられ、その執行を猶予された者又は基準日の前日までにその執行を終わり若しくは執行の免除を得た者のうち、その刑に処せられたことが現に社會生活上の障害となつてゐる者

（特別減刑の基準）

五 1 特別減刑は、基準日の前日までに懲役又は禁錮に処せられた次に掲げる者のうち、犯情、本人の性格、行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ、特に減刑することが相当であると認められる者について行う。ただし、五に掲げる者については、同日までに略式命令の送達、即決裁判の宣告又は有罪、無罪若しくは免訴の判決の宣告を受け

、平成元年五月二十三日までにその裁判に係る罪について有罪の裁判が確定した者に對しても、特にこの基準による減刑を行うことができるものとする。

(1) 少年のとき犯した罪により有期刑に処せられ、その執行を終わつていなゝ者又は執行の免除を得ていなゝ者（執行猶予中の者を除く。）で次に掲げるもの

(1) 法定期の短期が一年以上に當たる罪を犯した場合は、基準日の前日までに刑期の二分の一以上その執行を受けた者（不定期刑に処せられた者については、短期の二分の一以上その執行を受けた者）

(2) その他の場合は、基準日の前日までに刑期の三分の一以上その執行を受けた者（不定期刑に処せられた者については、短期の三

執行を受けた者（不定期刑に処せられた者については、短期の三

分の一以上その執行を受けた者）

（二）

少年のとき犯した罪により有期刑に処せられ、その執行を猶予され、基準日の前日までにその猶予の期間の三分の一以上を経過した

者

（三）

基準日において七十歳以上の者のうち、刑の執行を終わっていない者又は執行の免除を得ていない者（執行猶予中の者を除く。）で次に掲げるもの

（1）

有期刑に処せられ、基準日の前日までに刑期の三分の一以上その執行を受けた者

（2）

無期刑に処せられ、基準日の前日までに十年以上その執行を受けた者

（四）

有期刑に処せられ、その執行を猶予され、基準日の前日までにそ

(五)

の猶予の期間の三分の一以上を経過した者のうち、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となつてゐる者

の法律において短期一年以上の刑を定める罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。）で、その執行を終わつていないもの又は執行の免除を得ていないもののうち、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となつてゐるもの

減刑は、次の例による。

(一) 無期懲役は、十五年の有期懲役とし、無期禁錮は、十五年の有期禁錮とする。

(二) 有期の懲役又は禁錮については、次の例により刑期を変更する。

(1) 基準日において七十歳以上の者の場合にあつては、刑期の三分

(1) 基準日において七十歳以上の者の場合にあっては、刑期の三分の一を超えない範囲で、その刑を減ずる。

(2) その他の者の場合にあっては、刑期の四分の一を超えない範囲で、その刑を減ずる。

(3) 不定期刑については、短期及び長期について(2)の例による。

(4) 懲役又は禁錮について言い渡された執行猶予の期間は、その四分の一を超えない範囲で短縮する。

(刑の執行の免除の基準)

六 刑の執行の免除は、基準日の前日までに懲役又は禁錮に処せられた次に掲げる者のうち、犯情、本人の性格、行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ、特に刑の執行の免除をすることが相当であると認められる者について行う。

1 病氣その他の事由により基準日までに長期にわたりその刑の執行を

停止されている者で、なお長期にわたりその執行に耐えられないと認められるもの

2 基準日において七十歳以上の者で、仮出獄を許されてから基準日前日までに二十年以上を経過したもの

（特別復権の基準）

七 特別復権は、基準日の前日までに、一個若しくは二個以上の裁判により禁錮以上の刑に処せられ又は一個若しくは二個以上の裁判により罰金及び禁錮以上の刑に処せられて禁錮以上の刑につきその全部の執行を終わり又は執行の免除を得た次に掲げる者のうち、犯情、本人の性格、行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ、特に復権することが相当であると認められる者について行う。

1 禁錮以上の刑につきその全部の執行を終わり又は執行の免除を得た

日から基準日の前日までに三年以上を経過し、刑に処せられたことが

1 禁錮以上の刑につきその全部の執行を終わり又は執行の免除を得た

日から基準日の前日までに三年以上を経過し、刑に処せられたことが
現に社会生活上の障害となっている者

2 社会のために貢献するところがあり、かつ、刑に処せられたことが
現に公共的社會生活上の障害となっている者

3 基準日において七十歳以上の者

(その他)

八 この基準に当たらない者であっても、特赦、特別減刑、刑の執行の免
除又は特別復権を行うことが相当であると認められるものについては、
當時恩赦の対象として考慮するものとする。

(実施の時期)

九 この基準による特赦、特別減刑、刑の執行の免除及び特別復権は、平
成元年二月二十四日から行うものとする。

◎ 恩赦法（昭和二十二年三月二十八日法律第二十号）



◎ 恩赦法（昭和二十一年三月二十八日法律第二十号）

第一条 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権については、この法律の定めるところによる。

第二条 大赦は、政令で罪の種類を定めてこれを行う。

第三条 大赦は、前条の政令に特別の定のある場合を除いては、大赦のあつた罪について、左の効力を有する。

一 有罪の言渡を受けた者については、その言渡は、効力を失う。

二 まだ有罪の言渡を受けない者については、公訴権は、消滅する。

第四条 特赦は、有罪の言渡を受けた特定の者に対してこれを行う。

第五条 特赦は、有罪の言渡の効力を失わせる。

第六条 減刑は、刑の言渡を受けた者に対して政令で罪若しくは刑の種類を定めてこれを行い、又は刑の言渡を受けた特定の者に対してこれを行う。

第七条 政令による減刑は、その政令に特別の定のある場合を除いては、刑を減輕する。

② 特定の者に対する減刑は、刑を減輕し、又は刑の執行を減輕する。

③ 刑の執行猶予の言渡を受けてまだ猶予の期間を経過しない者に対しては、前項の規定にかかわらず、刑を減輕する減刑のみを行うものとし、又、これとともに猶予の期間を短縮することができる。

第八条 刑の執行の免除は、刑の言渡を受けた特定の者に対してこれを行う。但し、刑の執行猶予の言渡を受けてまだ猶予の期間を経過しない者に対しては、これを行わない。

第九条 復権は、有罪の言渡を受けたため法令の定めるところにより資格を喪失し、又は停止された者に対して政令で要件を定めてこれを行い、又は特定の者に対してこれをを行う。但し、刑の執行を終らない者又は執行の免除を得ない者に対しては、これを行わない。

第十条 復権は、資格を回復する。

② 変権は、特定の資格についてこれを行つて行なうことができる。

第十条 復権は、資格を回復する。

② 復権は、特定の資格についてこれを行うことができる。

第十一条 有罪の言渡に基く既成の効果は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権によつて変更されることはない。

第十二条 特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権は、中央更生保護審査会の申出があつた者に対してこれを行うものとする。

第十三条 特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権があつたときは、法務大臣は、特赦状、減刑状、刑の執行の免除状又は復権状を本人に下付しなければならない。

第十四条 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権があつたときは、検察官は、判決の原本にその旨を附記しなければならない。

第十五条 この法律の施行に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

◎ 恩赦法施行規則（昭和二十二年十月一日司法省令第七十八号）

第一条 恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第十二条の規定による中央更生保護審査会の申出は、監獄若しくは保護観察所の長又は検察官の上申があつた者に対してこれを行うものとする。

第一条の二 左に掲げる者は、職權で、中央更生保護審査会に特赦、特定の者に対する減刑又は刑の執行の免除の上申をすることができる。

一 在監者については、その監獄の長

二 保護観察に付されている者については、その保護観察をつかさどる保護観察所の

長

三 その他の者については、有罪の言渡をした裁判所に対応する検察庁の検察官

② 前項各号に掲げる監獄若しくは保護観察所の長又は検察官は、本人から特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願があつたときは、意見を附して中央更生保護審査会にその

上申をしなければならない。

又は刑の執行の免除の出願があつたときは、意見を附して中央更生保護審査会にその上申をしなければならない。

第二条 特赦、減刑又は刑の執行の免除の上申書には、左の書類を添附しなければならない。

一 判決の謄本又は抄本

二 刑期計算書

三 犯罪の情状、本人の性行、受刑中の行状、将来の生計その他参考となるべき事項に関する調査書類

② 本人の出願により上申をする場合には、前項の書類の外その願書を添附しなければならない。

③ 判決原本の滅失又は破損によつて判決の謄本又は抄本を添附することができないとときは、検察官が自己の調査に基き作成した書面で判決の主文、罪となるべき事実及びこれに対する法令の適用並びに判決原本が滅失し又は破損したこと及びその理由を示

すものを以て、これに代えることができる。

第三条 左に掲げる者は、職種で、中央更生保護審査会に復権の上申をすることができる。

一 保護観察に付されたことのある者については、最後にその保護観察をつかさどつた保護観察所の長

二 その他の者については、最後に有罪の言渡をした裁判所に対応する検察庁の検察官

② 前項各号に掲げる保護観察所の長又は検察官は、本人から復権の出願があつたときは、意見を附して中央更生保護審査会にその上申をしなければならない。

第四条 復権の上申書には、左の書類を添附しなければならない。

一 判決の謄本又は抄本

二 刑の執行を終り又は執行の免除があつたことを証する書類

三 刑の免除の言渡があつた後又は刑の執行を終り若しくは執行の免除があつた後に
おける本人の行状、現在及び将来の生計その他参考となるべき事項についての調査書

一 刑の執行を終り又は執行の免除のあつたことを証する書類

三 刑の免除の言渡のあつた後又は刑の執行を終り若しくは執行の免除のあつた後における本人の行状、現在及び将来の生計その他参考となるべき事項に関する調査書類

② 第二条第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

③ 第一条第三項の規定は、第一項第一号の書類についてこれを準用する。

第五条 恩赦法第十条第二項による復権の上申書には、回復すべき資格の種類を明記しなければならない。

第六条 特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願は、刑の言渡後左の期間を経過した後でなければ、これをすることができない。但し、中央更生保護審査会は、本人の願により、期間の短縮を許可することができる。

一 拘留又は科料については、六箇月

二 罰金については、一年

三 有期の懲役又は禁錮については、その刑期の三分の一に相当する期間。（短期と長期とを定めて言い渡した刑については、その刑の短期の三分の一に相当する期間。）但し、その期間が一年に満たないときは、一年とする。

四 無期の懲役又は禁錮については、十年

② 拘禁されない日数は、刑の執行を終り又は刑の執行の免除を受けた後の日数及び仮出獄中又は刑の執行停止中の日数を除くの外、前項第三号及び第四号の期間にこれを算入しない。

③ 前項の規定は、刑の執行を猶予されている場合には、これを適用しない。

④ 第一項但書の願をするには、願書をその願に係る特赦、減刑又は刑の執行の免除について上申をすることができる監獄若しくは保護観察所の長又は検察官に差し出さなければならない。

⑤ 第一条の二第二項の規定は、第一項但書の願があつた場合にこれを準用する。

第七条 復権の出願は、刑の執行を終り又は執行の免除のあつた後でなければ、これをすることができない。

⑤ 第一条の二第二項の規定は、第一項但書の願があつた場合にこれを準用する。

第七条 復権の出願は、刑の執行を終り又は執行の免除があつた後でなければ、これをすることができない。

第八条 監獄若しくは保護觀察所の長又は検察官が本人の出願によりした特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権の上申が理由のないときは、その出願の日から一年を経過した後でなければ、更に出願をすることができない。

第九条 特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権の願書には、左の事項を記載し、且つ戸籍の謄本又は抄本（法人であるときは登記簿抄本）を添附しなければならない。

一 出願者の氏名、出生年月日、職業、本籍及び住居（法人であるときはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二 有罪の言渡をした裁判所及び年月日

三 罪名、犯数、刑名及び刑期又は金額

四 刑執行の状況

五 上申を求める恩赦の種類

六 出願の理由

② 前項の規定は、第六条第一項但書の許可を受ける場合にこれを準用する。

第十条 中央更生保護審査会は、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権の上申が理由のないときは、上申をした者にその旨を通知しなければならない。

② 前項の通知を受けた者は、出願者にその旨を通知しなければならない。

第十一條 特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権があつたときは、法務大臣は、中央更生保護審査会をして、有罪の言渡をした裁判所に対応する検察庁の検察官に特赦状、減刑状、刑の執行の免除状又は復権状（以下恩赦状という。）を送付させる。

② 恩赦状の送付を受けた検察官は、自ら上申をしたものであるときは、直ちにこれを本人に交付し、その他の場合においては、速やかにこれを上申をした者に送付し、上

申をした者は、直ちにこれを本人に交付しなければならない。

③ 上申をした者は、仮出獄中の者に恩赦状を交付したときは、その旨を監獄の長に通

本人に交付し、その他の場合においては、速やかにこれを上申をした者に送付し、上申をした者は、直ちにこれを本人に交付しなければならない。

③ 上申をした者は、仮出獄中の者に恩赦状を交付したときは、その旨を監獄の長に通知しなければならない。

④ 第二項に規定する恩赦状の交付及び前項の通知は、これを本人の住居のある地を管轄する保護観察所の長、本人の住居のある地を管轄する裁判所に対応する検察庁の検察官又は本人の在監する監獄の長に嘱託することができる。

第十二条 恩赦状を本人に交付した者は、速やかにその旨を法務大臣に報告しなければならない。

第十三条 恩赦法第十四条の規定により判決の原本に附記をなすべき検察官は、有罪の言渡をした裁判所に対応する検察庁の検察官とする。

第十四条 検察官は、恩赦法第十四条の規定により判決の原本に附記をした場合において、訴訟記録が他の検察庁に在るときは、その検察庁の検察官にその旨を通知しなけ

ればならない。

② 前項の通知書は、これを訴訟記録に添附しなければならない。

第十五条 有罪の言渡を受けた者で大赦により赦免を得たものは、有罪の言渡をした裁判所に対応する検察庁の検察官に申し出で、その旨の証明を受けることができる。政令により復権を得た者も、同様である。